

円山動物園動物福祉部会の審議状況について

1 動物福祉部会の担当事務

(1) 動物福祉規程に関すること

円山動物園における動物福祉規程の策定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べること。(動物福祉規程)

(2) 動物福祉の評価に関すること

円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること。(動物福祉の評価)

(3) 動物園条例第 14 条第 1 項ただし書き規定に関する審査

円山動物園における動物の展示及び教育活動を行うにあたり、利用者に野生動物に直接接触する機会の提供について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものかどうかについて、審査を行う。(ふれあい)

※ (2)及び(3)は、動物福祉部会の決議を本会議の決議とみなす。(札幌市動物園条例第 23 条第 10 項に基づき、令和 4 年 6 月 25 日の第 42 回市民動物園会議で決定。)

2 動物福祉部会に付託された諮問事項

令和 4 年 6 月 17 日付で札幌市長より市民動物園会議に諮問した事項のうち、次の事項について、第 42 回市民動物園会議において動物福祉部会に付託された。

- ・動物園条例第 8 条に基づく、動物福祉規程（案）について

3 会議開催状況

回数	日時	議事
第 1 回	令和 4 年 9 月 22 日 15 時から 17 時	<ul style="list-style-type: none"> ・部会に付託された審議事項及びスケジュール ・円山動物園動物福祉規程（案） ・円山動物園動物福祉基準（案） ・円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案） ・次回会議予定
第 2 回	令和 4 年 11 月 15 日 15 時から 17 時	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回会議の総括 ・円山動物園動物福祉規程（案） ・円山動物園動物福祉基準（案） ・円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案） ・動物福祉に関する評価について ・次回会議予定
第 3 回	令和 4 年 12 月 22 日 15 時から 17 時	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回会議の総括 ・円山動物園動物福祉規程（案） ・円山動物園動物福祉基準（案） ・円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案） ・動物福祉に関する評価について ・部会に付託された動物福祉規程（案）の審議結果について

※ いずれもオンライン会議（市内の委員は動物園、市外の委員はオンライン参加）

4 部会に付託された動物福祉規程（案）の審議結果について

上記の3回の会議による議論を経て、第3回会議の場において、資料1-2の「円山動物園動物福祉規程（案）」を承認いただいた。

【概要】

日本動物園水族館協会（JAZA）の動物福祉規程を参考に、円山動物園の実情に合った内容に整理した。

条項	項目	内容
第1条	目的	円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保すること。
第2条	動物福祉の向上に向けた責務	栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関する動物福祉基準の整備。職員の知識の向上。
第3条	動物福祉の自己評価	年1回以上の実施。動物福祉評価委員会の組織。
第4条	教育（ふれあい）	利用者が直接接触する機会を提供する場合の市民動物園会議への承認依頼。
第5条	調査研究	環境や動物福祉への影響への配慮。内部評価の実施。
第6条	関係法令の遵守等	関係法令の遵守。情報収集の実施。
第7条	安楽死処置	安楽死処置を検討する場合の規定。実施決定までのプロセス（安楽死処置ガイドライン）。
第8条	市民動物園会議による評価	自己評価の市民動物園会議への提出。

5 その他の審議事項について

(1) 円山動物園動物福祉基準（案）

動物福祉規程第2条第1項に基づく動物福祉基準（案）について審議し、資料1-3の案で了承された。

【概要】

日本動物園水族館協会（JAZA）の動物福祉基準を参考に、円山動物園独自の事項を取り入れた内容とした。

条項	項目	円山動物園独自の事項
第1条	取り組みの原則	
第2条	用語の定義	
第3条	良好な動物福祉の実現を妨げる行為の禁止	
第4条	動物の栄養に関する基準	給餌計画の定期的な見直し
第5条	動物の飼育環境に関する基準	
第6条	動物の健康に関する基準	
第7条	動物の行動に関する基準	環境エンリッチメントの評価・記録の実施
第8条	飼育動物の精神状態に関する基準	
第9条	動物の管理に関する基準	動物福祉の観点を踏まえた、緊急時措置計画の作成

(2) 円山動物園安楽死処置ガイドライン（案）

動物福祉規程第7条第3項に基づく動物福祉基準（案）について審議し、資料1-4の案で了承された。

【概要】

＜安楽死処置の要否の決定までの流れ＞

- ①動物福祉規程第7条の規定に該当する場合、安楽死処置に関する検討を発意
- ②園内で安楽死処置検討会議を実施。
- ③検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高い場合、動物福祉部会に意見を求める。
- ④検討会議の結果及び動物福祉部会の意見を踏まえ、園長が要否を決定。

その他、安楽死処置の実施方法、死体の処理方法及び実施結果の広報について規定。

(3) 動物福祉に関する評価について

動物園条例第8条第2項及び動物福祉規程第3条に基づき、動物福祉に関する評価を実施する必要がある。実施方法について、動物福祉部会でご意見をいただきながら検討しており、現時点において資料1-5のとおり実施予定。

6 今後の予定

時期	内容
2月中	円山動物園動物福祉規程の制定
3月中	動物福祉の自己評価実施
4月～6月	動物福祉の外部評価（円山動物園動物福祉部会による）
随時	安楽死処置に関する意見照会、ふれあいに関する審査